

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月18日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社野村総合研究所
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5533-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 村上 勝俊
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 （東京都千代田区丸の内一丁目6番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注1）本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社野村総合研究所をいいます。

（注2）本書中の「対象者」とは、株式会社だいこう証券ビジネスをいいます。

（注3）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

（注7）本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社だいこう証券ビジネス

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の普通株式2,535,000株（対象者が平成24年8月10日に提出した第57期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数25,537,600株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）：9.93%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じ。））を所有しておりますが、このたび、平成24年9月14日開催の当社取締役会において、対象者の大株主である大阪証券金融株式会社（以下「大阪証券金融」といいます。）の所有する対象者普通株式4,985,445株（株式所有割合：19.52%）、三信株式会社（以下「三信」といいます。）の所有する対象者普通株式466,475株（株式所有割合：1.83%）及び株式会社近畿大阪銀行（以下「近畿大阪銀行」といいます。）の所有する対象者普通株式78,660株（株式所有割合：0.31%）（大阪証券金融、三信及び近畿大阪銀行の所有する対象者普通株式の合計は5,530,580株（株式所有割合：21.66%））を含む対象者普通株式を取得し、対象者とより緊密な資本関係を構築することを目的として本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を大阪証券金融、三信及び近畿大阪銀行が所有する対象者普通株式の合計数と同数である5,530,580株（株式所有割合：21.66%。なお、本公開買付けにより当該5,530,580株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者普通株式（8,065,580株）の株式所有割合：31.58%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,530,580株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であり、かつ、戦略的パートナーとしての対象者の独立性を尊重する観点から、買付予定数の上限を7,424,700株（株式所有割合：29.07%。なお、本公開買付けにより当該7,424,700株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者普通株式（9,959,700株）の株式所有割合：39.00%。また、本公開買付けにより当該7,424,700株の買付け等を行った後における当社及び特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）の所有に係る株券等の株券等所有割合：59.69%（小数点以下第三位四捨五入））としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,424,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けにあたり、当社は、大阪証券金融、三信及び近畿大阪銀行より、平成24年9月14日付で公開買付応募確約書を受領し、その所有する対象者普通株式全てを本公開買付けに応募する旨の確約を得ております（当該公開買付応募確約書の概要については、下記「(6) 対象者株主による応募に関する確約」をご参照ください。）、

なお、対象者が平成24年9月14日に公表した「株式会社野村総合研究所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成24年9月14日開催の対象者取締役会において、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所からの法的助言を踏まえた上で、当社に対し、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後の対象者の経営方針を確認するなど、慎重に検討を行った結果、本公開買付けは、対象者の収益の拡大が実現でき、対象者株主の皆様にとっての株主価値の向上にも寄与するものであると判断し、本公開買付けに賛同意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング（以下「CSC」といいます。）に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、CSCから平成24年9月13日付「株価算定書」（以下「本株価算定書」といいます。）を取得しているとのことです（なお、対象者は、CSCに対し本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めているとのことです。）。CSCによる本株価算定書においては、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の2つの方法により株式価値算定が行われており、対象者普通株式1株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ286円～292円、382円～485円とされているとのことです。

す（なお、市場株価平均法については、測定期間として、平成24年9月13日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値（287円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（292円（小数点以下四捨五入））、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（286円（小数点以下四捨五入））並びに直近6ヶ月間の終値の単純平均値（289円（小数点以下四捨五入））を使用しているとのことです。また、DCF法については、対象者の事業計画、対象者の収益財務予想、並びにその他の財務及び事業に関する情報を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しているとのことです。）。対象者取締役会は、かかる本株価算定書を踏まえ、対象者の事業価値等を総合的に勘案いたしました。本公開買付価格に関しては、当社が、平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格並びに過去1週間、過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格の推移を基礎とし、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、当社と大阪証券金融との協議及び交渉を経て最終的に決定されたものであること、及び、本公開買付け後も市場が維持されることが見込まれるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち船倉浩史氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、平成24年9月14日開催の対象者取締役会には、対象者取締役7名のうち上記1名を除く6名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には、対象者の監査役4名（うち社外監査役3名）全員が出席し、上記の取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社グループは、現在、当社及び連結子会社18社で構成され、持分法適用関連会社2社と併せて、「コンサルティング」、「金融ITソリューション」、「産業ITソリューション」、「IT基盤サービス」の4つを主なセグメントとして、当社が中心となって事業を展開しております。

当社は、「ビジョン2015」という長期経営計画のもと、産業関連分野のお客様の拡大と、中国・アジアを中心とするグローバル展開の加速のほか、当社の強みである金融関連サービスの一層の高度化を図ることにより、中長期的な成長を目指しております。

現在、当社は、当社の強みである金融関連サービスを主として提供している「金融ITソリューション」セグメントにおいて、主に証券業や保険業、銀行業等の金融機関向けに、個別にシステムコンサルティング、システム開発及び運用サービス等を提供しているほか、業界別の標準ビジネスプラットフォームとして、総合証券バックオフィスシステム「THE STAR」、ホールセール証券業向け共同利用型システム「I-STAR」、資産運用会社向け共同利用型システム「T-STAR」等を提供しております。特に、当社は、本セグメントにおける中長期的な成長に向けて、共同利用型システムによるサービス提供の拡大を図っており、証券業界向けには、「THE STAR」の共同利用型システムである「STAR-」の拡販を進めております。当社は、「STAR-」と証券事務アウトソーシングとの組み合わせによる業務効率化やバックオフィス人件費の変動費化等といった付加価値の高いサービスを提供することが可能となり、これを同時にお客様に対して提案することができれば、差別化につながり、「STAR-」の拡販に資すると考えております。

一方、対象者は、昭和32年の創業以来、証券アウトソーシングビジネスの先駆けとして、口座開設から、顧客データの入力、株式等の売買注文を証券取引所に取次ぐ市場執行業務、資金の入金確認、証券振替、資金の清算、取引報告書等の作成・発送に至るまでの一連の業務を一貫して提供しております。また、対象者は、「証券業務の総合的プラットフォーム」として持続的な成長の実現に向け3ヶ年の中期経営計画を平成23年度にスタートし、「サービスの高品質化・高付加価値化」、「業務体制の効率化」を柱とした各施策を展開しております。その主な取り組みとして、証券会社の設立から業務運営に至るまで、証券業務を包括的に支援する「Dream-S&S」プロジェクトを推進しており、その一環として、証券バックオフィスシステム（基幹系システム）の提供及びその業務サポートを行うITサービス事業を開始したほか、バックオフィス事業の新サービスの追加や、証券会社向け商品の品揃えの充実などを進めております。

当社と対象者は、平成15年より日本クリアリングサービス株式会社を両社の合弁会社として運営する等、証券会社向けバックオフィスアウトソースサービス事業における業務提携を進め、また、当社が平成20年3月に対象者の第三者割当による自己株式処分により対象者株式40万株を、さらに平成21年1月に対象者の第三者割当による株式の発行により対象者株式213万5千株を取得し、資本関係も含めたより一層の関係強化を図ることにより、相互を戦略的パートナーとして位置づけ、協力してまいりました。かかる中で、対象者においては、当社の「STAR-」を対象者の証券アウトソーシングに包含させて総合的に提供するサービスを平成24年10月に開始予定であります。

当社と対象者は、平成20年3月の当社による対象者株式の取得以降、継続的に戦略的パートナーとしてそれぞれの事業の発展に向けて協力・提携関係を強化することにつき、協議を進めておりましたが、その中で、当社と対象者は、当社が対象者株式を追加取得することで当社の対象者に対する出資比率を高め、戦略的パートナーとしての対象者の独立性を尊重しつつ、より緊密な資本関係を構築することが、今後の両社の業務面での協力・提携関係の強化、ひいては両社の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献するとの判断に至りました。また、対象者の大株主である大阪証券金融からその所有する対象者普通株式の売却意向が確認されたことも踏まえ、最終的に、当社は、平成24年9月14日付で、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付け後の対象者の経営体制につきましては、対象者の独立性を尊重する観点から、現状の経営体制を維持する方針です。また、本公開買付け後の業務面での協力・提携の内容については、本公開買付け後に検討することを予定しております。

(3) 本公開買付価格の決定

当社は、本公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けの公表日（平成24年9月14日）の前営業日である平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格（普通取引終値287円）並びに過去1週間、過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格（いずれも普通取引終値の単純平均値で287円、292円、286円及び289円、小数点以下四捨五入。）の推移を基礎とし、対象者が公表している財務情報、当社において算出した対象者の将来のキャッシュフローの見込み、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、大阪証券金融との協議及び交渉を経て、平成24年9月14日、最終的に本公開買付価格を289円と決定いたしました。当社は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

なお、本公開買付価格である1株当たり289円に対して、本公開買付けに係る公表日（平成24年9月14日）の前営業日である平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値は287円、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は292円（小数点以下四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は286円（小数点以下四捨五入）、同日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は289円（小数点以下四捨五入）となっております。また、本書提出日の前営業日である平成24年9月14日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値は292円となります。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者の大株主である大阪証券金融の所有する対象者普通株式4,985,445株（株式所有割合：19.52%）、三信の所有する対象者普通株式466,475株（株式所有割合：1.83%）及び近畿大阪銀行の所有する対象者普通株式78,660株（株式所有割合：0.31%）を含む対象者普通株式を取得し、戦略的パートナーとしての対象者の独立性を尊重しつつ、対象者とのより緊密な資本関係を構築することを目的としており、かつ、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、現時点では、本公開買付け後に、対象者株式の追加取得を行う予定はありません。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限（7,424,700株、株式所有割合：29.07%。なお、本公開買付けにより当該7,424,700株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる対象者普通株式（9,959,700株）の株式所有割合：39.00%）を設定しておりますので、対象者普通株式は、本公開買付け成立後も引き続き上場が維持される予定です。

(6) 対象者株主による応募に関する確約

当社は対象者の大株主である大阪証券金融（所有株式数：4,985,445株、株式所有割合：19.52%）、三信（所有株式数：466,475株、株式所有割合：1.83%）及び近畿大阪銀行（所有株式数：78,660株、株式所有割合：0.31%）より、平成24年9月14日付で公開買付応募確約書を受領し、大阪証券金融、三信及び近畿大阪銀行が所有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の確約を得ております。

なお、当該公開買付応募確約書は、本公開買付けが平成24年9月24日までに開始されなかった場合、本公開買付けが撤回された場合には失効することとされています。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年9月18日（火曜日）から平成24年10月16日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年9月18日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年10月30日（火曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社野村総合研究所
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル
03-5533-2111（代表）
経営企画部 中島 敏博
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金289円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けの公表日（平成24年9月14日）の前営業日である平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格（普通取引終値287円）並びに過去1週間、過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格（いずれも普通取引終値の単純平均値で287円、292円、286円及び289円、小数点以下四捨五入。）の推移を基礎とし、対象者が公表している財務情報、当社において算出した対象者の将来のキャッシュフローの見込み、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、大阪証券金融との協議及び交渉を経て、平成24年9月14日、最終的に本公開買付価格を289円と決定いたしました。当社は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である1株当たり289円は、本公開買付けに係る公表日の前営業日である平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値287円に対して0.70%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値292円（小数点以下四捨五入）に対して1.03%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントをした金額、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値286円（小数点以下四捨五入）に対して1.05%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額、同日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値289円（小数点以下四捨五入）と同額となります。</p> <p>また、本書提出日の前営業日である平成24年9月14日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値292円に対して1.03%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントをした金額となります。</p>
算定の経緯	<p>当社と対象者は、平成20年3月の当社による対象者株式の取得以降、継続的に戦略的パートナーとしてそれぞれの事業の発展に向けて協力・提携関係を強化することにつき、協議を進めておりましたが、その中で、当社と対象者は、当社が対象者株式を追加取得することで当社の対象者に対する出資比率を高め、戦略的パートナーとしての対象者の独立性を尊重しつつ、より緊密な資本関係を構築することが、今後の両社の業務面での協力・提携関係の強化、ひいては両社の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献するとの判断に至りました。また、対象者の大株主である大阪証券金融からその所有する対象者普通株式の売却意向が確認されたことも踏まえ、最終的に、当社は、平成24年9月14日付で、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p>

当社は、本公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けの公表日（平成24年9月14日）の前営業日である平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格（普通取引終値287円）並びに過去1週間、過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格（いずれも普通取引終値の単純平均値で287円、292円、286円及び289円、小数点以下四捨五入。）の推移を基礎とし、対象者が公表している財務情報、当社において算出した対象者の将来のキャッシュフローの見込み、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、大阪証券金融との協議及び交渉を経て、平成24年9月14日、最終的に本公開買付価格を289円と決定いたしました。当社は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である1株当たり289円に対して、本公開買付けに係る公表日の前営業日である平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値は287円、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は292円（小数点以下四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は286円（小数点以下四捨五入）、同日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値は289円（小数点以下四捨五入）となっております。

また、本書提出日の前営業日である平成24年9月14日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値は292円となります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるCSCに対して対象者の株式価値の算定を依頼し、CSCから本株価算定書を取得しているとのこと（なお、対象者は、CSCに対し本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めていないとのこと）。CSCによる本株価算定書においては、市場株価平均法及びDCF法の2つの方法により株式価値算定が行われており、対象者普通株式1株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ286円～292円、382円～485円とされているとのこと（なお、市場株価平均法については、測定期間として、平成24年9月13日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値（287円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（292円（小数点以下四捨五入））、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（286円（小数点以下四捨五入））並びに直近6ヶ月間の終値の単純平均値（289円（小数点以下四捨五入））を使用しているとのこと。また、DCF法については、対象者の事業計画、対象者の収益財務予想、並びにその他の財務及び事業に関する情報を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しているとのこと）。対象者取締役会は、かかる本株価算定書を踏まえ、対象者の事業価値等を総合的に勘案いたしました。本公開買付価格に関しては、当社が、平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格並びに過去1週間、過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格の推移を基礎とし、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、当社と大阪証券金融との協議及び交渉を経て最終的に決定されたものであること、及び、本公開買付け後も市場が維持されることが見込まれるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しているとのこと。

	<p>なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち船倉浩史氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、平成24年9月14日開催の対象者取締役会には、対象者取締役7名のうち上記1名を除く6名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。</p> <p>また、当該取締役会には、対象者の監査役4名（うち社外監査役3名）全員が出席し、上記の取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。</p> <p>さらに、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,424,700 (株)	5,530,580 (株)	7,424,700 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,530,580株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,424,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 対象者によれば、平成24年4月1日以降同年8月31日までに、平成19年6月28日開催の対象者取締役会決議により発行された第6回新株予約権、平成20年6月27日開催の対象者取締役会決議により発行された第7回新株予約権、平成21年6月26日開催の対象者取締役会決議により発行された第8回新株予約権、平成22年6月25日開催の対象者取締役会決議により発行された第9回新株予約権、平成23年6月24日開催の対象者取締役会決議により発行された第10回新株予約権、及び平成24年6月22日開催の対象者取締役会決議により発行された第11回新株予約権が行使されることにより発行若しくは交付(以下「発行等」といいます。)した対象者普通株式は存在しないとのことであり、また、同年9月1日以降公開買付期間末日までに、上記 から までの新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大67,600株とのことです。かかる新株予約権の行使により発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式についても本公開買付けの対象となります。なお、上記 の新株予約権は、平成24年7月31日までが行使期間とされております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	74,247
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年9月18日現在)(個)(d)	25,350
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年9月18日現在)(個)(g)	52,424
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	255
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)	254,426
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	29.18
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	59.69

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(7,424,700株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年9月18日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、各特別関係者(ただし、小規模所有者を除きます。)が所有する潜在株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年8月10日に提出した第57期第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。

(注4) 特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象となるため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は59.69%を下回るることとなります。

(注5) 対象者によれば、平成24年4月1日以降同年8月31日までに、平成19年6月28日開催の対象者取締役会決議により発行された第6回新株予約権、平成20年6月27日開催の対象者取締役会決議により発行された第7回新株予約権、平成21年6月26日開催の対象者取締役会決議により発行された第8回新株予約権、平成22年6月25日開催の対象者取締役会決議により発行された第9回新株予約権、平成23年6月24日開催の対象者取締役会決議により発行された第10回新株予約権、及び平成24年6月22日開催の対象者取締役会決議により発行された第11回新株予約権が行使されることにより発行等した対象者普通株式は存在しないとのことであり、また、同年9月1日以降公開買付期間末日までに、上記 から までの新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等する可能性のある対象者普通株式は最大67,600株とのことです。かかる権利行使により対象者の株式が発行等された場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は59.69%を下回るることとなります。なお、上記の新株予約権は、平成24年7月31日までが行使期間とされております。

(注6) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注7) 公開買付者の形式的基準による特別関係者に該当する野村アセットマネジメント株式会社(以下「本特別関係者」といいます。)は、委託者指図型の投資信託商品の運用及び顧客との投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の運用指図に基づき、信託銀行等が対象者普通株式を所有し、又は将来にわたり取得又は譲渡する可能性があることから、法第27条の5第2号に基づき、平成24年9月14日、関東財務局長宛に以下の「ないし」の事項を誓約する「別途買付け禁止の特例を受けるための申出書」(以下「本申出書」といいます。)を提出しております。

本特別関係者は、本申出書提出日において、公開買付者との間で、共同して対象者株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は対象者株券等の買付け等の後に相互に対象者株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意しておらず、法第27条の2第7項第2号に掲げる者には該当しないこと。

本特別関係者は、本申出書提出日以後、公開買付者及びその特別関係者(法第27条の5第2号の規定による申出を行った特別関係者を除く。以下、本(注7)において同じ。)に対して、本特別関係者が所有する対象者株券等を譲渡しないこと及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使しないこと。

本特別関係者は、委託者指図型の投資信託商品の運用及び顧客との投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の運用指図に基づき、信託銀行等が対象者株券等の取得又は譲渡を行う可能性があるが、本特別関係者は、本申出書提出日以後、当該信託銀行等に対し、公開買付者及びその特別関係者に対して対象者株券等を譲渡する旨の指図をしないこと。

本特別関係者は、委託者指図型の投資信託商品の運用及び顧客との投資一任契約に基づく運用をしており、本特別関係者の指図に基づき、信託銀行等が対象者株券等に係る議決権行使を行う可能性があるが、本特別関係者は、本申出書提出日以後、当該信託銀行等に対し、公開買付者及びその特別関係者と共同して対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使する旨の指図をしないこと。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならない（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による許可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成24年8月31日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として平成24年9月30日をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>) (以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し
印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）

福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート）

国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,145,738,300
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,198,738,300

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(7,424,700株)に本公開買付価格(1株当たり289円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	2,500,000
計(a)	2,500,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,500,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年10月23日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成24年11月6日(火曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,530,580株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,424,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びウないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、()対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び()対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、()公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、()措置期間が終了しない場合、又は、()独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第47期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第48期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年7月31日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社野村総合研究所

（東京都千代田区丸の内一丁目6番5号）

株式会社野村総合研究所 大阪総合センター

（大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	77,038 (個)	545 (個)	163 (個)
新株予約権証券	378		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	77,416	545	163
所有株券等の合計数	78,124		
(所有潜在株券等の合計数)	(378)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数350個を含めております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25,350 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	25,350		
所有株券等の合計数	25,350		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	51,688 (個)	545 (個)	163 (個)
新株予約権証券	378		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	52,066	545	163
所有株券等の合計数	52,774		
(所有潜在株券等の合計数)	(378)		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数350個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年9月18日現在)

氏名又は名称	野村ホールディングス株式会社
住所又は所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
職業又は事業の内容	証券業を中核とする投資・金融サービス業
連絡先	連絡者 株式会社野村総合研究所 経営企画部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 電話番号 03 - 5533 - 2111 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

(平成24年9月18日現在)

氏名又は名称	野村アセットマネジメント株式会社
住所又は所在地	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
職業又は事業の内容	投資信託委託業、投資顧問業
連絡先	連絡者 株式会社野村総合研究所 経営企画部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 電話番号 03 - 5533 - 2111 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

(平成24年9月18日現在)

氏名又は名称	山本 晃
住所又は所在地	東京都中央区日本橋兜町13番1号 (日本クリアリングサービス株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	日本クリアリングサービス株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社野村総合研究所 経営企画部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 電話番号 03 - 5533 - 2111 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年9月18日現在)

氏名又は名称	小林 博之
住所又は所在地	東京都中央区日本橋兜町13番1号 (日本クリアリングサービス株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	日本クリアリングサービス株式会社 代表取締役専務取締役
連絡先	連絡者 株式会社野村総合研究所 経営企画部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 電話番号 03 - 5533 - 2111 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年9月18日現在)

氏名又は名称	石川 孝憲
住所又は所在地	東京都中央区日本橋兜町13番1号 (日本クリアリングサービス株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	日本クリアリングサービス株式会社 監査役
連絡先	連絡者 株式会社野村総合研究所 経営企画部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 丸の内北口ビル 電話番号 03 - 5533 - 2111 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

野村ホールディングス株式会社

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	51,335 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	51,335		
所有株券等の合計数	51,335		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

野村アセットマネジメント株式会社

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	545 (個)	163 (個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計		545	163
所有株券等の合計数	708		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

山本 晃

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	126(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	255		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	381		
所有株券等の合計数	381		
(所有潜在株券等の合計数)	(255)		

(注) 山本晃は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式65株(小数点以下切捨て)を所有していますが、議決権が1個に満たないため「所有する株券等の数」には含めておりません。

小林 博之

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	84(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	123		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	207		
所有株券等の合計数	207		
(所有潜在株券等の合計数)	(123)		

(注) 小林博之は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年9月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

石川 孝憲

(平成24年9月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	143(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	143		
所有株券等の合計数	143		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 石川孝憲は、小規模所有者に該当いたしますので、同人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年9月18日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

公開買付者と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	第45期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第46期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	第47期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日
対象者に対するシステム開発・製品販売及び運用サービス等の提供	274	431	1,349
対象者に対する事務処理等の委託	24	19	20
対象者からの受取配当金	44	38	38

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年9月14日開催の対象者取締役会において、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである日比谷パーク法律事務所からの法的助言を踏まえた上で、当社に対し、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後の対象者の経営方針を確認するなど、慎重に検討を行った結果、本公開買付けは、対象者の収益の拡大が実現でき、対象者株主の皆様にとっての株主価値の向上にも寄与するものであると判断し、本公開買付けに賛同意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるCSCに対して対象者の株式価値の算定を依頼し、CSCから本株価算定書を取得しているとのことです(なお、対象者は、CSCに対し本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を求めているとのことです。)。CSCによる本株価算定書においては、市場株価平均法及びDCF法の2つの方法により株式価値算定が行われており、対象者普通株式1株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ286円～292円、382円～485円とされているとのことです(なお、市場株価平均法については、測定期間として、平成24年9月13日を基準日として、東京証券取引所における対象者普通株式の基準日終値(287円)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値(292円(小数点以下四捨五入))、直近3ヶ月間の終値の単純平均値(286円(小数点以下四捨五入))並びに直近6ヶ月間の終値の単純平均値(289円(小数点以下四捨五入))を使用しているとのことです。また、DCF法については、対象者の事業計画、対象者の収益財務予想、並びにその他の財務及び事業に関する情報を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析しているとのことです。)。対象者取締役会は、かかる本株価算定書を踏まえ、対象者の事業価値等を総合的に勘案いたしました。本公開買付価格に関しては、当社が、平成24年9月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の市場価格並びに過去1週間、過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の市場価格の推移を基礎とし、当社において実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、当社と大阪証券金融との協議及び交渉を経て最終的に決定されたものであること、及び、本公開買付け後も市場が維持されることが見込まれるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しているとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち船倉浩史氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、平成24年9月14日開催の対象者取締役会には、対象者取締役7名のうち上記1名を除く6名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には、対象者の監査役4名(うち社外監査役3名)全員が出席し、上記の取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部							
	月別	平成24年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高株価		352	330	302	295	301	305	299
最低株価		304	286	252	257	264	276	280

(注) 平成24年9月については、9月14日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)							100		

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）平成23年 6月27日関東財務局長に提出

事業年度 第56期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）平成24年 6月25日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第57期 第1四半期（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日）平成24年 8月10日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社だいこう証券ビジネス

（東京都中央区日本橋兜町13番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

5【その他】

対象者は、平成24年8月31日に、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成25年3月期連結業績予想数値の修正（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	12,600	300	400	500	19.64
今回発表予想（B）	17,100	500	600	600	23.57
増減額（B - A）	4,500	200	200	100	-
増減率（%）	35.7	66.7	50.0	20.0	-
（ご参考）前期実績 （平成24年3月期）	12,525	272	337	833	32.75